

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月26日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新生・U T I インドインフラ関連株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2021年1月26日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」の記載事項が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載しています。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（2021年4月末現在）

##### 1) 資本金

4億9,500万円

##### 2) 沿革

2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

##### 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

### 2【投資方針】

#### (3)【運用体制】

<更新後>

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべきサービス規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、2021年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

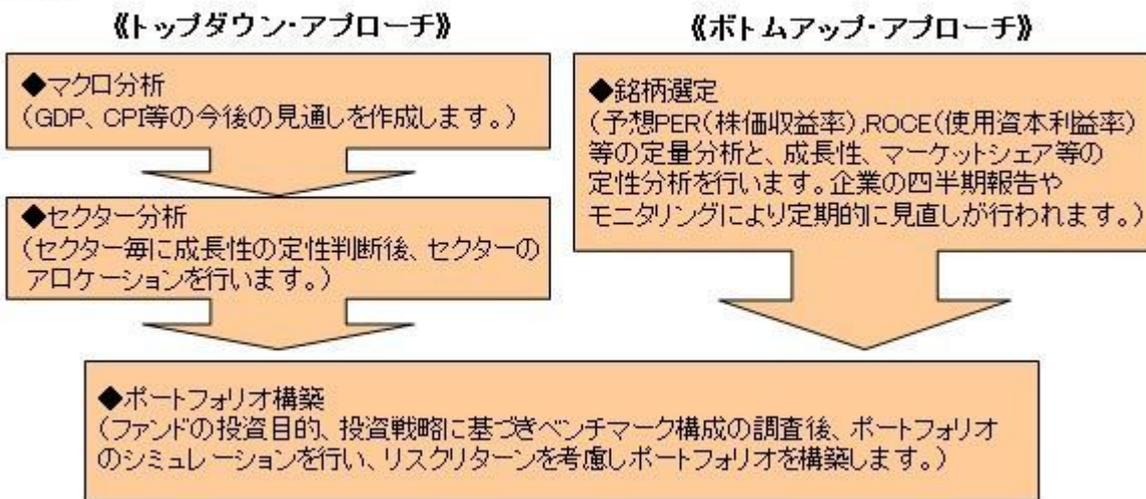
<更新後>

< U T I アセット・マネジメント社 >

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

証券リサーチ部門	17名
ファンドマネジメント部門	22名
ポートフォリオマネジメント部門	13名
リスクマネジメント部門	8名
ファンドアカウンティング部門	54名
コンプライアンス部門	10名

## 投資プロセス



上記体制等は、2021年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

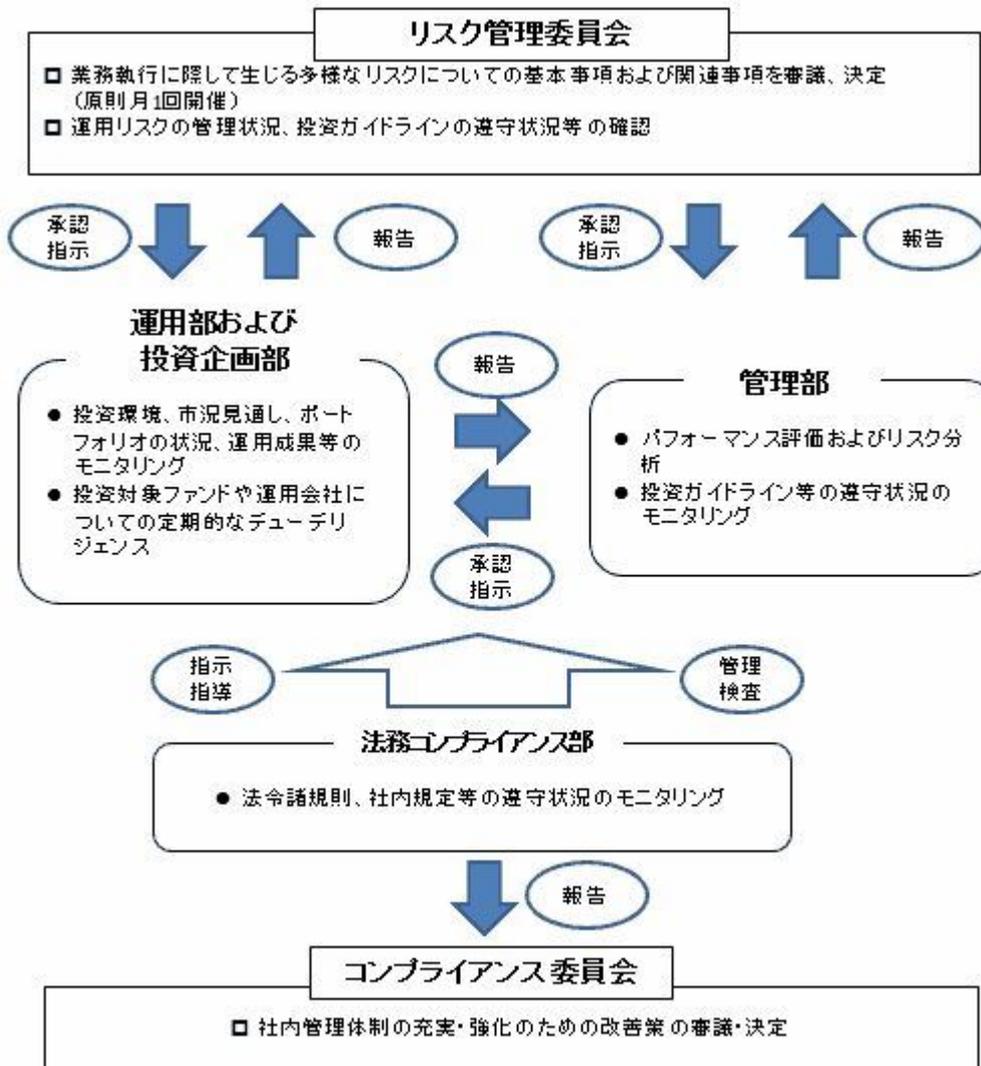
### 3【投資リスク】

< 更新後 >

#### (2) リスク管理体制

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

- ・ 当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・ 運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・ 投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）に関する調査・分析などのデューデリジェンスは、投資企画部が定期的に行っており、投資先ファンドのパフォーマンスなどの運用状況や運用会社（または運用委託先）の経営状況/運用体制など、デューデリジェンス結果を投資政策委員会に報告すると共に確認を行います。
- ・ 管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・ 法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は2021年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<更新後>

< U T I アセット・マネジメント社 >

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は、2021年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<更新後>

[投資リスク]

## (参考情報)

## ファンドの年間変動率及び分配金再投資基準価額の推移



\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年5月末を10,000として指数化しております。

\*年間変動率は、2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の変動率を表示したものです。

\*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス<sup>(※)</sup>との変動率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	68.7	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値	△32.5	△22.0	△17.5	△26.1	△4.0	△12.3	△15.0
平均値	1.0	6.0	10.0	9.0	1.0	1.6	2.3

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の変動率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の変動率です。

## (※)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
  - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの変動率の比較に用いた指数について

変動率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該変動率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該変動率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発行した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が発行した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (4)【その他の手数料等】

<訂正前>

(略)

( a ) から ( d ) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、( e ) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額62万円および消費税）が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

( f ) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

（略）

<訂正後>

（略）

( a ) から ( d ) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、( e ) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額682,000円（税込））が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

( f ) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

（略）

## （5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

<sup>\*</sup> 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満

の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315% (所得税のみ) の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本

##### 1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

##### 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

##### 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

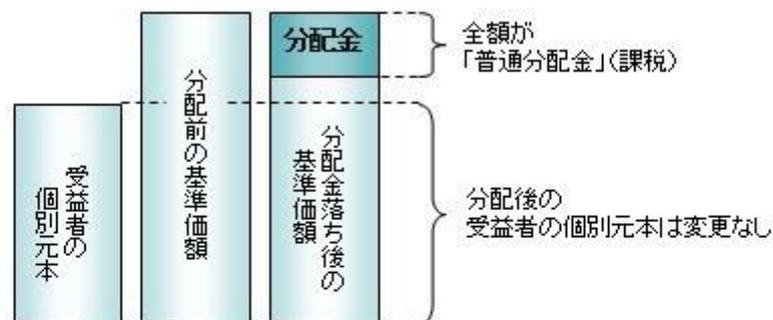
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

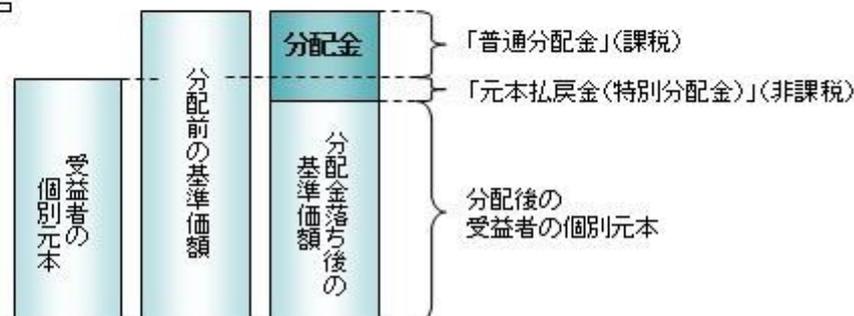
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ図>

##### イ) の場合



##### ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年4月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド】

以下の運用状況は2021年 4月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	モーリシャス	1,021,934,848	96.93
親投資信託受益証券	日本	7,204,114	0.68
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		25,122,111	2.38
合計(純資産総額)		1,054,261,073	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリ シャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class B	1,113,194.173	648	721,450,011	918.02	1,021,934,848	96.93
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファ ンド	7,097,650	1.0155	7,207,663	1.0150	7,204,114	0.68

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.93
親投資信託受益証券	0.68
合計	97.62

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第4計算期間末 (2011年10月25日)	1,089	1,089	0.4156	0.4156
第5計算期間末 (2012年10月25日)	1,017	1,017	0.4187	0.4187
第6計算期間末 (2013年10月25日)	927	927	0.4341	0.4341
第7計算期間末 (2014年10月27日)	1,380	1,380	0.6683	0.6683
第8計算期間末 (2015年10月26日)	1,456	1,456	0.7459	0.7459
第9計算期間末 (2016年10月25日)	1,123	1,123	0.6277	0.6277
第10計算期間末 (2017年10月25日)	1,364	1,364	0.8244	0.8244
第11計算期間末 (2018年10月25日)	983	983	0.6395	0.6395
第12計算期間末 (2019年10月25日)	1,051	1,051	0.6957	0.6957
第13計算期間末 (2020年10月26日)	800	800	0.5682	0.5682
2020年 4月末日	760		0.5294	
5月末日	793		0.5530	
6月末日	823		0.5728	
7月末日	797		0.5654	
8月末日	855		0.6057	
9月末日	767		0.5453	
10月末日	791		0.5616	
11月末日	859		0.6300	
12月末日	931		0.6853	
2021年 1月末日	943		0.7092	
2月末日	1,098		0.8189	
3月末日	1,109		0.8278	
4月末日	1,054		0.7972	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	0.0000
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.0000
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	0.0000
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	0.0000
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	0.0000
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	0.0000
第10期	2016年10月26日～2017年10月25日	0.0000
第11期	2017年10月26日～2018年10月25日	0.0000
第12期	2018年10月26日～2019年10月25日	0.0000
第13期	2019年10月26日～2020年10月26日	0.0000

当中間期	2020年10月27日～2021年 4月26日	
------	-------------------------	--

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	37.70
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	0.75
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	3.68
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	53.95
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	11.61
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	15.85
第10期	2016年10月26日～2017年10月25日	31.34
第11期	2017年10月26日～2018年10月25日	22.43
第12期	2018年10月26日～2019年10月25日	8.79
第13期	2019年10月26日～2020年10月26日	18.33
当中間期	2020年10月27日～2021年 4月26日	34.11

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4期	2010年10月26日～2011年10月25日	116,937,472	503,038,709
第5期	2011年10月26日～2012年10月25日	82,616,471	273,776,913
第6期	2012年10月26日～2013年10月25日	420,283,227	714,033,577
第7期	2013年10月26日～2014年10月27日	693,813,890	764,209,758
第8期	2014年10月28日～2015年10月26日	782,522,964	896,241,469
第9期	2015年10月27日～2016年10月25日	66,443,760	228,830,172
第10期	2016年10月26日～2017年10月25日	242,425,724	377,608,963
第11期	2017年10月26日～2018年10月25日	216,748,939	332,940,728
第12期	2018年10月26日～2019年10月25日	148,336,764	176,095,808
第13期	2019年10月26日～2020年10月26日	109,197,944	211,310,040
当中間期	2020年10月27日～2021年 4月26日	115,521,675	198,829,639

## (参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 4月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	30,010,200	71.90
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		11,731,129	28.10
合計(純資産総額)		41,741,329	100.00

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第975回国庫短期証券	30,000,000	100.05	30,016,200	100.03	30,010,200		2021/8/25	71.90

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	71.90
合計	71.90

### 投資不動産物件

該当事項はありません。

### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 参考情報

# 運用実績

(2021年4月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2020年10月	0円
2019年10月	0円
2018年10月	0円
2017年10月	0円
2016年10月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

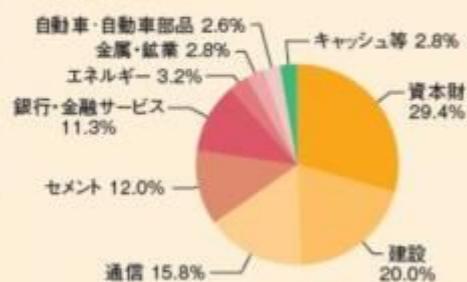
## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### 【組入れ上位10銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	ラーセン&トゥブロ	建設	17.9%
2	パーティ・エアテル	通信	15.6%
3	ハウジング・ディベロップメント・ファイナンス・コープ銀行・金融サービス	銀行・金融サービス	9.1%
4	シュリー・セメント	セメント	8.1%
5	グラインドウェル・ノートン	資本財	7.6%
6	サーマックス・インディア	資本財	5.6%
7	シェフラー・インディア	資本財	5.0%
8	カミンズ・インディア	資本財	4.4%
9	ウルトラ・テック・セメント	セメント	3.9%
10	AIA エンジニアリング	資本財	3.3%

### 【業種配分】



※【組入れ上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 年間収益率の推移

＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



・ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

・2021年は年初来4月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（令和2年10月27日から令和3年4月26日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【新生・UT Iインドインフラ関連株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

	第13期 (令和2年10月26日現在)	第14期中間計算期間 (令和3年4月26日現在)
(単位：円)		
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	20,406,826	24,848,256
投資証券	779,727,915	990,281,350
親投資信託受益証券	7,207,663	7,204,824
流動資産合計	807,342,404	1,022,334,430
<b>資産合計</b>	<b>807,342,404</b>	<b>1,022,334,430</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,052,853	5,408,397
未払受託者報酬	222,688	268,574
未払委託者報酬	4,854,397	5,854,747
未払利息	55	47
その他未払費用	745,813	829,249
流動負債合計	6,875,806	12,361,014
<b>負債合計</b>	<b>6,875,806</b>	<b>12,361,014</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,408,661,929	1,325,353,965
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	608,195,331	315,380,549
元本等合計	800,466,598	1,009,973,416
<b>純資産合計</b>	<b>800,466,598</b>	<b>1,009,973,416</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>807,342,404</b>	<b>1,022,334,430</b>

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	第13期中間計算期間 (自令和1年10月26日 至令和2年4月25日)	第14期中間計算期間 (自令和2年10月27日 至令和3年4月26日)
(単位：円)		
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	238,163,477	270,550,596
<b>営業収益合計</b>	<b>238,163,477</b>	<b>270,550,596</b>
<b>営業費用</b>		

	第13期中間計算期間 (自令和 1年10月26日 至令和 2年 4月25日)	第14期中間計算期間 (自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日)
支払利息	5,726	10,750
受託者報酬	265,978	268,574
委託者報酬	5,798,322	5,854,747
その他費用	824,543	829,249
営業費用合計	6,894,569	6,963,320
営業利益又は営業損失( )	245,058,046	263,587,276
経常利益又は経常損失( )	245,058,046	263,587,276
中間純利益又は中間純損失( )	245,058,046	263,587,276
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	4,453,441	28,019,281
期首剰余金又は期首欠損金( )	459,738,034	608,195,331
剰余金増加額又は欠損金減少額	42,016,184	85,020,277
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	42,016,184	85,020,277
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,422,531	27,773,490
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,422,531	27,773,490
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	683,748,986	315,380,549

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第14期中間計算期間 (自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年10月26日から翌年10月25日までとなっておりますが、第14中間計算期間は、前計算期間末日が休業日のため、令和 2年10月27日から令和 3年 4月26日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第13期 (令和 2年10月26日現在)	第14期中間計算期間 (令和 3年 4月26日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,510,774,025円	期首元本額 1,408,661,929円
期中追加設定元本額	109,197,944円	期中追加設定元本額 115,521,675円
期中一部解約元本額	211,310,040円	期中一部解約元本額 198,829,639円

2. 中間計算期間の末日における受益権総数		1,408,661,929口		1,325,353,965口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	608,195,331円	元本の欠損	315,380,549円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.5682円 (5,682円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.7620円 (7,620円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期中間計算期間 (自令和 1年10月26日 至令和 2年 4月25日)	第14期中間計算期間 (自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日)
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第13期 (令和 2年10月26日現在)	第14期中間計算期間 (令和 3年 4月26日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第14期中間計算期間 （自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日）
該当事項はありません。

（参考）

本書の開示対象ファンド（新生・UT Iインドインフラ関連株式ファンド）（以下「当ファンド」という。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券であります。同外国投資信託の計算期間末日（令和3年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手する予定です。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（令和 3年 4月26日現在）	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
コール・ローン	11,731,239
国債証券	30,011,040
流動資産合計	41,742,279
資産合計	41,742,279
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払利息	22
流動負債合計	22
負債合計	22
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	41,123,066
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	619,191
元本等合計	41,742,257
純資産合計	41,742,257

（令和 3年 4月26日現在）

負債純資産合計

41,742,279

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 3年 4月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額 45,250,535円
	期中追加設定元本額 94,967円
	期中一部解約元本額 4,222,436円
	期末元本額 41,123,066円
	元本の内訳*
	新生・U T Iインドファンド 731,115円
	新生・フラトンV P I Cファンド 4,607,481円
	新生・U T Iインドインフラ関連株式ファンド 7,097,650円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分 配型）株式コース 982,125円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分 配型）株式&通貨コース 26,528,965円
	新生・ワールドラップ・セレクト 982,415円
	早期償還条項付・新興国債券戦略1912 98,348円
	E S Gフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・日本株式ファンド 29,160円
	E S Gフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・世界株式ファンド 65,807円
2. 計算日における受益権総数	41,123,066口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第 10号に規定する額	元本の欠損 -円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0151円 (10,000口当たり純資産額) (10,151円)

（注）\*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（令和 3年 4月26日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2 時価の算定方法 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自令和 2年10月27日 至令和 3年 4月26日)
該当事項はありません。

(参考情報)

「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」Class Bの2021年4月末付 有価証券明細

銘柄名	業種	株数	円評価額	組入比率 (%)
LARSEN & TOUBRO LTD	建設	91,912	181,094,476	17.9%
BHARTI AIRTEL LTD	通信	199,234	157,377,871	15.6%
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行・金融サービス	25,848	91,967,123	9.1%
SHREE CEMENT LTD	セメント	1,987	81,522,065	8.1%
GRINDWELL NORTON LTD	資本財	57,091	77,251,627	7.6%
THERMAX LTD	資本財	25,875	56,278,696	5.6%
SCHAEFFLER INDIA LIMITED	資本財	6,557	50,501,046	5.0%
CUMMINS INDIA LTD	資本財	36,345	44,755,325	4.4%
ULTRATECH CEMENT LTD	セメント	4,304	39,683,867	3.9%
AIA ENGINEERING LTD	資本財	12,335	33,790,682	3.3%
MAHINDRA & MAHINDRA LTD	自動車・自動車部品	24,145	26,723,851	2.6%
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	銀行・金融サービス	11,261	22,228,969	2.2%
SIEMENS LTD	資本財	7,868	21,767,131	2.2%
NTPC LTD	エネルギー	142,853	21,547,659	2.1%
VOLTAS LTD	建設	15,148	21,314,541	2.1%
HINDUSTAN ZINC LTD	金属・鉱業	45,687	20,506,088	2.0%

BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	179,490	12,745,321	1.3%
OIL & NATURAL GAS CORP LTD	エネルギー	67,871	10,831,222	1.1%
COAL INDIA LTD	金属・鉱業	41,699	8,162,631	0.8%
VODAFONE IDEA LTD	通信	184,670	2,269,687	0.2%

有価証券明細の組入比率は外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class B投資証券の純資産総額を基に算出した比率です。

上記の業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 4月30日現在です。

### 【新生・UT Iインドインフラ関連株式ファンド】

#### 【純資産額計算書】

資産総額	1,061,679,896円
負債総額	7,418,823円
純資産総額( - )	1,054,261,073円
発行済口数	1,322,450,504口
1口当たり純資産額( / )	0.7972円

(参考)

新生 ショートターム・マザーファンド

#### 純資産額計算書

資産総額	41,741,351円
負債総額	22円
純資産総額( - )	41,741,329円
発行済口数	41,123,066口
1口当たり純資産額( / )	1.0150円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

###### (1) 資本金の額等

2021年4月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

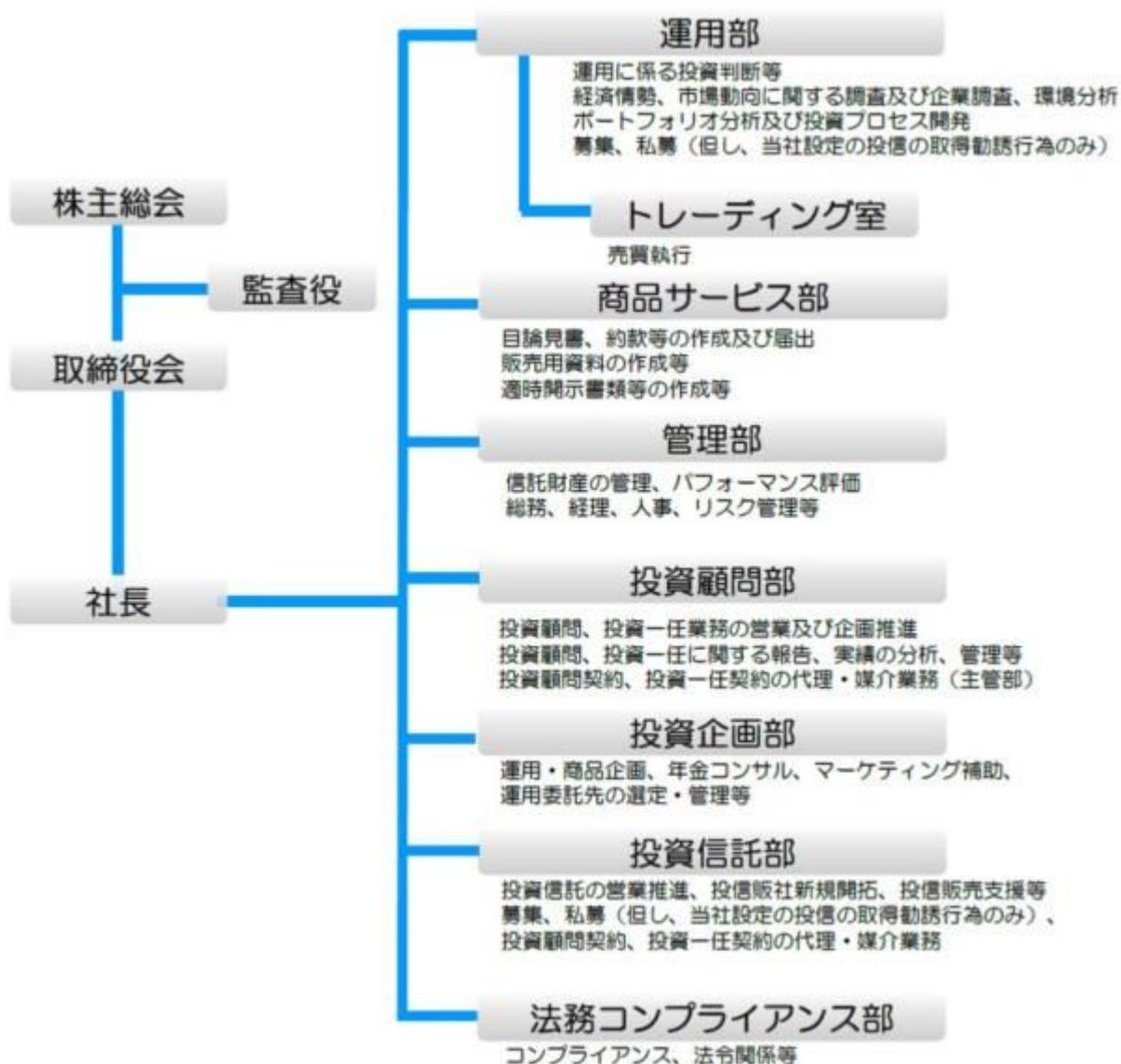
###### (2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

\* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



### （3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2021年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2021年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計164本（追加型投資信託55本、単体型投資信託109本）であり、純資産の総額は503,402百万円（百万円未満切捨）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

&lt;更新後&gt;

## (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期別		第19期 (2020年3月31日現在)	第20期 (2021年3月31日現在)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金	2	901,427	928,035
前払費用		9,182	9,034
未収委託者報酬		294,974	304,947
未収運用受託報酬		9,404	7,802
未収収益		4,023	4,752
立替金		15,875	15,344
流動資産計		1,234,888	1,269,916
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	23,726	21,927
器具備品	1	1,098	757
投資その他の資産		58,661	62,976
差入保証金	2	43,052	42,243
繰延税金資産		15,608	20,733
固定資産計		83,485	85,661
資産合計		1,318,374	1,355,577

期別	第19期 (2020年3月31日現在)	第20期 (2021年3月31日現在)
----	------------------------	------------------------

科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
未払金			215,466		223,924
未払手数料	2	161,141		157,310	
その他未払金	2	54,325		66,614	
未払費用			10,444		13,284
未払法人税等			6,296		3,109
未払消費税等			8,783		5,743
賞与引当金			44,496		48,505
役員賞与引当金			6,591		6,950
預り金			12,054		12,043
損失補填引当金			-		18,202
流動負債計			304,132		331,764
固定負債					
資産除去債務			32,241		32,910
固定負債計			32,241		32,910
負債合計			336,373		364,674
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		487,000		495,903	
利益剰余金合計			487,000		495,903
株主資本合計			982,000		990,903
純資産合計			982,000		990,903
負債・純資産合計			1,318,374		1,355,577

## （２）【損益計算書】

期別		第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,419,246		1,388,709	
運用受託報酬		46,197		60,662	
その他営業収益		18,799		17,514	
営業収益計			1,484,243		1,466,886
営業費用					
支払手数料	1	759,224		701,924	

広告宣伝費		7,236		9,016	
公告費		600		-	
調査費					
図書費		335		317	
調査費		167,930		203,286	
委託計算費		44,682		59,023	
営業雑経費					
通信費		770		1,192	
印刷費		11,799		14,949	
協会費		2,428		2,276	
その他営業雑経費		14,318		12,441	
営業費用計			1,009,326		1,004,429
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,680		28,890	
給料・手当		167,665		165,433	
賞与		3,352		-	
役員賞与		193		358	
賞与引当金繰入額		44,496		48,325	
役員賞与引当金繰入額		6,591		6,950	
退職給付費用		28,616		30,572	
交際費		99		33	
旅費交通費		5,051		2,577	
租税公課		17,095		25,978	
不動産賃借料		43,052		42,885	
固定資産減価償却費		2,588		2,139	
資産除去債務利息費用		655		669	
諸経費		70,553		73,132	
一般管理費計			418,691		427,945
営業利益			56,225		34,510
営業外収益					
受取利息		2		1	
為替差益		-		339	
雑収入		0		-	
営業外収益計			2		341
営業外費用					
為替差損		358		-	
損失補填引当金繰入額		-		18,202	
雑損失		0		-	
営業外費用計			358		18,202
経常利益			55,869		16,649
税引前当期純利益			55,869		16,649
法人税、住民税及び事業税	1	23,540		12,871	
法人税等調整額		3,926	19,613	5,124	7,746
当期純利益			36,256		8,902

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第19期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金			

		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744
当期変動額					
当期純利益		36,256	36,256	36,256	36,256
当期変動額合計		36,256	36,256	36,256	36,256
当期末残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計		8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
-----	-----

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>15～38年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～20年</td> </tr> </table>	建物	15～38年	器具備品	5～20年
建物	15～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。</p>				
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p> <p>連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。</p>				

〔未適用の会計基準等〕

2021年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第19期 (2020年3月31日現在)	第20期 (2021年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 24,650千円</p> <p>器具備品 11,311千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 26,449千円</p> <p>器具備品 11,651千円</p>
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 154,423千円</p> <p>差入保証金 43,052千円</p> <p>未払手数料 75,928千円</p> <p>その他未払金(注) 17,816千円</p>	<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 253,724千円</p> <p>差入保証金 42,243千円</p> <p>未払手数料 53,141千円</p> <p>その他未払金 10,247千円</p>
<p>（注）当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	

（損益計算書関係）

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 348,428千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税(注) 17,816千円</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 232,588千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円</p>
<p>（注）当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>	

（株主資本等変動計算書関係）

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)					第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900			9,900	普通株式(株)	9,900			9,900

## (リース取引関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

## (金融商品関係)

第19期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

## (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	901,427	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	9,404	-
差入保証金	43,052	41,339	1,713
資産計	1,248,858	1,247,145	1,713
未払手数料	161,141	161,141	-
その他未払金	54,325	54,325	-
負債計	215,466	215,466	-

## (2) 時価の算定方法

資 産

## 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

## 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

## (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,205,806	43,052

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に対する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### (1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
未収運用受託報酬	7,802	7,802	-
差入保証金	42,243	40,642	1,600
資産計	1,283,027	1,281,427	1,600
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

### (2) 時価の算定方法

#### 資 産

##### 預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### 差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

##### 未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

### (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	928,035	-

未収委託者報酬	304,947	-
未収運用受託報酬	7,802	-
差入保証金	-	42,243
合計	1,240,784	42,243

## (有価証券関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>283,972</td> <td>101,757</td> <td>94,830</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	営業収益	283,972	101,757	94,830	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>アメリカン・ ドリーム・ ファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>267,270</td> <td>103,421</td> <td>86,103</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。</p>		新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	営業収益	267,270	103,421	86,103
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド														
営業収益	283,972	101,757	94,830														
	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)														
営業収益	267,270	103,421	86,103														

## (資産除去債務関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31,585</td> <td></td> <td>655</td> <td>32,241</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	31,585		655	32,241	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期首残高</th> <th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th> <th>時の経過による調整額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32,241</td> <td></td> <td>669</td> <td>32,910</td> </tr> </tbody> </table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	32,241		669	32,910
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
31,585		655	32,241														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
32,241		669	32,910														

## (関連当事者情報)

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	348,428	未払 手数料	75,928
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	17,816	その他 未払金	17,816

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払 手数料	53,141
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	10,238	その他 未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第19期 (2020年3月31日)	第20期 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	1,458千円	884千円
未払事業所税	261千円	259千円
賞与引当金等	15,658千円	17,059千円
資産除去債務	9,872千円	10,077千円
その他	3,575千円	7,677千円
繰延税金資産小計	48,633千円	53,765千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	17,807千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,148千円	10,353千円
評価性引当額小計(注1)	27,955千円	28,160千円
繰延税金資産合計	20,677千円	25,604千円

## 繰延税金負債

建物(除去費用)	5,068千円	4,734千円
その他	-千円	137千円
繰延税金負債合計	5,068千円	4,871千円
差引: 繰延税金資産の純額	15,608千円	20,733千円

(注) 1. 評価性引当額が204千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第19期(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
評価性引当額	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第20期(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	8,403	9,403	-	-	-	17,807
評価性引当額	-	8,403	9,403	-	-	-	17,807
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第19期 (2020年3月31日)	第20期 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	0.52%	1.74%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.66%	12.84%
評価性引当額の増減	0.36%	1.23%
その他	0.05%	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.11%	46.53%

## (退職給付関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

## (1株当たり情報)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	99,191円95銭 3,662円23銭	1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	100,091円23銭 899円27銭
---	-------------------------	---	------------------------

## (重要な後発事象)

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2021年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

&lt;更新後&gt;

## (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第
株式会社SBI証券	48,323百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	

フィデリティ証券株式会社	10,857百万円	一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

# 独立監査人の中間監査報告書

令和3年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政 印  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの令和2年10月27日から令和3年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・UTIインドインフラ関連株式ファンドの令和3年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和2年10月27日から令和3年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人  
トーマツ  
東京事  
務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。